



JTSU 輸送サービス労組 東京支部

2023.6.30
No. 104

大田運輸区にて

労働者代表に 立候補した執行委員長に異動の懲憑

労働者代表立候補者への 不利益扱いは 不当労働行為！

労働基準法施行規則第6条の2

③ 使用者は、労働者が過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として**不利益な取扱い**をしないようにしなければならない。

不利益扱いの詳細が平成11年1月29日に現在の厚生労働省が都道府県労働基準局に通達した基発45号に記載

過半数代表者であること若しくは過半数代表者になろうとしたこと又は過半数代表者として正当な行為をしたことを理由として、**解雇、賃金の減額、降格等労働条件について不利益取扱いをしないように**しなければならないこととしたものであること。

執行委員長への 異動の懲憑は 組織破壊攻撃だ



会社の横暴を絶対に許してはならない